

第7回専門委員会においてご指摘のあった事項について

※ 以降において、各種データは以下のとおり分類して示す。

資料分類Ⅰ 平成25年基準改定において参照した指標のうち、改定に当たっての説明に用いたもの

資料分類Ⅱ 平成25年基準改定に係る訴訟におけるデフレ調整に関する行政庁の主張、データ

資料分類Ⅲ 現時点で活用し得る資料、データ（資料分類Ⅰ・Ⅱを除く）

世帯分布調整値の算出に用いるウエイトについて

- 世帯分布調整値は、平成21年全国消費実態調査の消費水準に対して、家計調査の2人以上勤労者世帯における消費支出の変動率を用いて補正することを考える際に、当該変動率から世帯構成の変化による影響を除くことを目的としたものである。この点に鑑みると、世帯分布調整値の算出に当たって家計調査のウエイトを用いることがシンプルな方法であり、一定の合理性があるものと考えられる。
- ウエイトについては、家計調査以外でも世帯分布を把握できるものであれば候補になり得るが、恣意的な選択とならないように留意が必要。
- 参考までに、世帯分布調整値の算出に当たって、家計調査によるウエイトを用いる場合と全国消費実態調査によるウエイトを用いる場合を比較した結果は以下のとおり。

○ 2人以上勤労者世帯

《年収階級第1・十分位》

① 構成割合（家計調査（平成21年平均））

	2人	3人	4人	5人以上	合計
～39歳	8.79%	15.45%	11.71%	3.85%	39.79%
40～49歳	6.41%	6.82%	3.74%	2.31%	19.28%
50～59歳	9.32%	5.94%	2.84%	2.30%	20.39%
60歳～	12.22%	5.45%	1.99%	0.87%	20.53%
合計	36.74%	33.65%	20.28%	9.32%	100.00%

	生活扶助相当支出	変動率
H21	146,514円	-
H24	155,708円	6.28%
H25	148,428円	1.31%

② 構成割合（平成21年全国消費実態調査）

	2人	3人	4人	5人以上	合計
～39歳	9.59%	15.70%	10.21%	2.97%	38.47%
40～49歳	6.75%	7.98%	4.29%	1.97%	20.98%
50～59歳	10.56%	4.35%	2.31%	1.42%	18.64%
60歳～	16.04%	4.01%	1.25%	0.60%	21.91%
合計	42.94%	32.05%	18.06%	6.95%	100.00%

	生活扶助相当支出	変動率
H21	144,744円	-
H24	153,777円	6.24%
H25	146,051円	0.90%

差分（①－②）

	2人	3人	4人	5人以上	合計
～39歳	-0.80%	-0.25%	1.50%	0.88%	1.33%
40～49歳	-0.33%	-1.16%	-0.55%	0.34%	-1.70%
50～59歳	-1.24%	1.59%	0.53%	0.88%	1.76%
60歳～	-3.83%	1.44%	0.74%	0.27%	-1.38%
合計	-6.20%	1.61%	2.22%	2.37%	0.00%

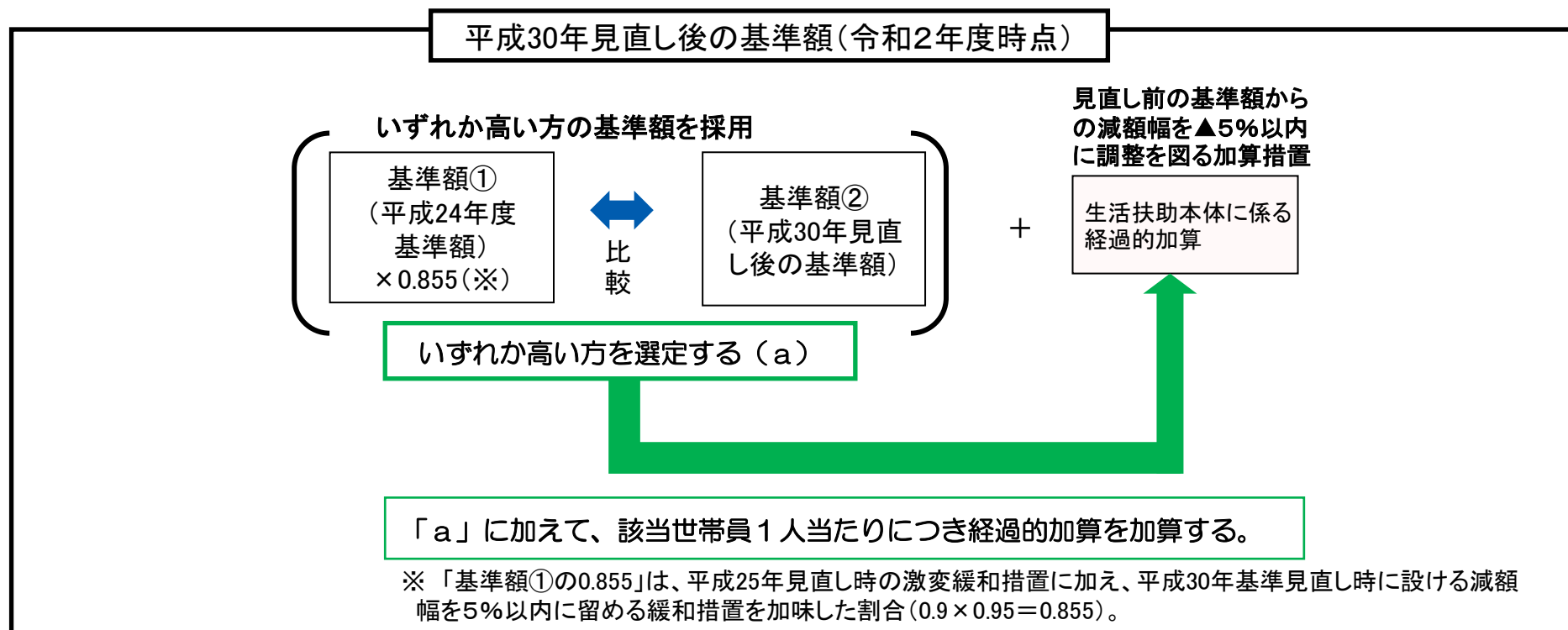
※1 家計調査特別集計結果および平成21年全国消費実態調査特別集計結果に基づく。

※2 生活扶助相当支出額および年収階級に用いる年収額は、世帯ごとの額による。

※3 生活扶助相当支出額および年収階級に用いる年収額について世帯員1人当たりの金額を用いる方法で同様の試算を行うと、構成割合（平成21年全国消費実態調査）のウエイトを用いる場合、平成21年から平成24年までの変動率は6.71%、平成21年から平成25年までの変動率は3.53%となる。なお、構成割合（家計調査（平成21年平均））のウエイトを用いる場合はそれぞれ6.18%、2.96%であった。

平成30年生活扶助基準見直しにおける生活扶助基準額の算出方法①

- 平成29年検証の結果を踏まえ、平成30年に生活扶助基準の見直しを行った。その際、減額幅が大きくなる世帯が想定されたため、受給世帯の生活への影響に配慮する観点から、激変緩和措置として、平成30年10月を起点として3年間をかけて段階的に基準額を改定するとともに、従前額からの減額幅を▲5%以内とするための下限措置を講じた。その際の従前額は、平成30年改定前に受給者が実際に給付されていた生活扶助基準額(生計の基となっていた額)であった。
- 仮に再改定後の額を基に下限の額を計算しなおしたとしても、当該額は実際に当時支給されていた額を基に算定される額ではなく、生活への影響の緩和を図る効果を持たない。このため、激変緩和措置という趣旨に鑑みると、平成30年改定時の下限措置に関して、再改定後の仮想的に計算される下限措置との差額に基づいて遡及的に支給する必要はないと考えられる。
- なお、平成30年見直しは、3年かけて段階的に実施しており、施行1～2年目は以下のような計算で算出されていた。
- ・ 施行1年目：平成30年改定前に実際に適用されていた基準額 $\times 1/3$ + 平成30年改定により適用される見直し後の基準額 $\times 2/3$
 - ・ 施行2年目：平成30年改定前に実際に適用されていた基準額 $\times 2/3$ + 平成30年改定により適用される見直し後の基準額 $\times 1/3$
- 平成30年見直しの施行1年目、2年目についても生活影響の緩和を図るものであることから、上記と同様の考え方により、再改定による遡及的な支給は必要はないと考えられる。



年収階級第1・十分位を比較対象とすることについて

- 令和4年検証においては、変曲点分析は行っていないが、これまでの歴史的経緯等を踏まえ、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とした。この際、消費実態を参照する集団の状況について、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないか、(次ページに示す)複数の指標により確認した。
- 本専門委員会においても、平成16年全国消費実態調査と平成21年全国消費実態調査で、夫婦子1人の年収階級第1・十分位の集団の状況が大きく変化していないか確認を行った。
- その結果、生活扶助相当支出額の中位所得層対比などについて悪化がみられたが、家計調査により補正した場合は、平成16年におおむね近い水準に回復することが確認されている。
- 加えて、平成24年検証時にゆがみ調整に関して様々な要素を挙げる中で第1・十分位を用いる根拠の整理を行っていたことも踏まえれば、水準調整において年収階級第1・十分位を比較対象として用いることが適当と考えられる。

令和4年12月9日生活保護基準部会報告書(抜粋)

- 生活扶助基準の水準の検証については、基準設定の基軸とされる「標準世帯」が33歳、29歳、4歳の3人世帯であることを踏まえ、これまでも夫婦子1人世帯をモデル世帯として消費実態との比較検証を実施しているところであり、引き続き夫婦子1人世帯をモデル世帯として検証を行うこととした。
- この比較検証にあたって消費実態を参照する所得階層については、直近の平成29年検証時に変曲点理論を用いた消費の変動分析が行われ、その結果、「夫婦子一人世帯の生活扶助基準については、年収階級第1・十分位を比較対象とする所得階層と考えることが適当である」とされたところであり、これまでの歴史的経緯やその継続性は尊重されるべきとの意見もあったことから、引き続き、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とした。

具体的には、2019年全国家計構造調査により、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における生活扶助相当支出額の平均を算出し、生活扶助基準額と比較することにより評価・検証を行うこととした。

- ただし、この際、消費実態を参照する集団の状況について、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から参考とすべき指標について議論を重ね、下記(2)の指標により確認を行うこととした。

なお、年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、消費構造の質的变化を捉える観点から、前回同様の変曲点分析により検証を行うべきとの意見もあった。一方で、今回の議論においては、これまでの変曲点分析に関して、その理論は認められるが、現代社会において消費実態の調査から消費構造が変化する点が明確に読み取れるかという課題があるとの指摘があったほか、近年の経済学における研究に照らせば、折れ線回帰分析を用いた前回同様の変曲点分析を必ずしも行う必要はないという意見もあったことを踏まえ、参照する集団の変化の状況を確認することとしたものである。

(参考) 生活保護基準部会における生活扶助基準の検証内容

令和4年12月9日 社会保障審議会生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－２ 生活扶助基準の水準の検証

(2) 確認する指標*

○ 夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況が、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、下記a)～c)の指標について、それぞれ以下に続く考え方により確認を行い、状況の評価をすることとした。

a) 中位所得層に対する消費水準の比率

中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

b) 固定的経費割合*

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

c) 年間可処分所得の中央値に対する比率*

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

○ 併せて、下記d)～f)については、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、状況として大きな変化がないかを確認することとした。

d) 世帯属性（配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債 等）

e) 所得額・貯蓄額の分布

f) 社会的必需項目の不足状況*

（参考）年収階級第1・十分位を比較対象とすることについて

平成24年検証では、生活扶助基準の体系の検証（ゆがみの検証）に当たって、年収階級第1・十分位の世帯を用いる根拠として、以下のとおり①～⑥の複数の指標を整理していた。

平成25年 1月18日生活保護基準部会報告書

- 今回の検証は、様々な世帯構成に対する基準の展開の妥当性を指数によって把握しようとするものである。この指数は第1・十分位の世帯の生活扶助相当支出を用いて算出した。第1・十分位の世帯を用いた理由は以下のとおりである。
 - ① 生活扶助基準を国民の健康で文化的な最低限度の生活水準として考えた場合、指数を全分位の所得階層（全世帯）あるいは中位所得階層（第3・五分位）等から算出することも可能だが、これまでの検証に倣い、生活保護受給世帯と隣接した一般低所得世帯の消費実態を用いることが今回の検証では現実的であると判断したこと
 - ② 第1・十分位の平均消費水準は、中位所得階層の約6割に達していること
 - ③ 国民の過半数が必要であると考えている必需的な耐久消費財について、第1・十分位に属する世帯における普及状況は、中位所得階層と比べて概ね遜色なく充足されている状況にあること
 - ④ 全所得階層における年間収入総額に占める第1・十分位の年間収入総額の構成割合はやや減少傾向ではあるものの、高所得階層を除くその他の十分位の傾向をみても等しく減少しており、特に第1・十分位が減少しているわけではないこと
 - ⑤ OECDの国際的基準によれば、等価可処分所得（世帯の可処分所得をスケールメリットを考慮して世帯人員数の平方根で除したもの）の中位値（全データの真中の値）の半分に満たない世帯は相対的貧困層にあるとされる。今回の検証に用いた平成21年全国消費実態調査での等価可処分所得の中位値は約270万円であるが、第1・十分位の等価可処分所得の平均は92万円、最大では135万円となっている。これは第1・十分位に属する世帯の大部分はOECDの基準では相対的貧困線以下にあることを示していること
 - ⑥ また、分散分析等の統計的手法により検証したところ、各十分位間のうち、第1・十分位と第2・十分位の間において消費が大きく変化しており、他の十分位の世帯に比べて消費の動向が大きく異なると考えられること